

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和2年8月25日（火曜日）
午前9時59分開会、午後0時10分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 協議事項
（1）消防本部関係
（2）市長公室関係
（3）総務部関係・議会事務局
（4）市民生活部関係
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

委員長 今野 貴子
副委員長 吉田 博史
委 員 久松 猛
委 員 吉田千鶴子
委 員 海老原一郎
委 員 篠塚 昌毅
委 員 島岡 宏明

欠席委員（1名）

委 員 柴原伊一郎

説明のため出席した者（17名）

市長公室長	川 村	正 明
総務部長	望 月	亮 一
市民生活部長	塚 本	隆 行
消防長	鈴 木	和 徳
議会事務局長	小松澤	文 雄
消防次長兼消防総務課長	檜 山	保 明
政策企画課長	佐々木	啓

財政課長	山	口	正	通
広報広聴課	北	島	康	雄
総務課長	真	家	達	成
人事課長	今	野	修	
課税課長	川	上	勇	二
市民活動課長	五	来	顕	
市民課長	佐	野	善	則
環境衛生課長	渡	辺	善	弘
予防課長	三	上	健	市
警防救急課長	本	橋	一	夫

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

議 員 田子 優奈

○**今野委員長** おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。柴原委員が体調不良により、本日、欠席となっております。今回は事前の委員会でありま
すので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員
会で行うことにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

これより消防本部の案件について協議を行う。消防本部資料に基づき、令和2年度土
浦市一般会計第8回補正予算案について消防施設関係事業の説明を願います。

○**檜山消防総務課長** 1ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計第8回補正
予算消防施設関係事業についてご説明いたします。補正の理由につきましては、消防本
部庁舎の位置する田中町は、前洪水ハザードマップでは、1から2メートル未満の浸水
地域でありましたが、平成30年の改正により、3から5メートル未満の浸水地域とな
りました。このことにより、大規模な洪水が発生した際に庁舎は浸水することとなりま
す。対策といたしまして、消防本部庁舎1階に設置している通信設備等を3階に移設す
ることにより、消防本部の指揮命令系統が持続可能となることから、通信設備等の移設
費用の増額補正をお願いするものでございます。移設の機器の内容につきましては、3
点ほどございます。2ページをお願いいたします。1点目は、いばらき指令センター関
連機器でございまして、指令センターと消防本部間における情報を共有する機器でござ
います。2点目は、茨城県防災システムで県内各地の気象情報や災害情報等を受信する
システムでございます。3点目は、気象観測装置で土浦市内の風向風速、気圧、気温湿
度、降水量を計測記録し各システムに情報を送出する装置でございます。恐れ入ります
が1ページにお戻りください。歳出の補正額につきましては、今年度の当初予算に工事
請負費はございませんので、3目消防施設費14節工事請負費に1,424万5,00
0円の増額補正をお願いするものでございます。最後に、財源でございますが、本事業
は緊急防災・減災事業債を活用できまして、こちらは、充当率100パーセントで、内
容につきましては、交付税措置で7割戻りまして、市町村負担は3割で全額起債対象と
なります。ただし、10万円未満の金額につきましては、対象外とされておりますの
で、4万5,000円は一般財源からの歳出でございます。説明は以上となります。よ
ろしくお願いいたします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** 当然のことだと思うんだけど、3メートル以上5メートル未満という
と消防庁舎2階は全部水没することになるのかな。

○**檜山消防総務課長** 最大の5メートルという浸水になりますと。約2階のフロアの下
の部分が浸水する形になります。それ未満でしたら1階のみの水没ということになりま
す。

○**久松委員** そういう浸水が予想された場合、1階に待機している消防車両等の退避は
どうしますか。

○**檜山消防総務課長** そちらの方ではですね、すでに平成30年に消防本部でBCP。
持続可能な対応ということで、マニュアル作りを行ってまして、消防車両とか資機材
に関しましては、神立消防署とか荒川沖消防署。そちらの方に移動して、そちらで作戦

指示を出すというような形。本部機能を移しましてやるということです。それと若干1階に資機材が残ったものに関しましては、人力で3階の方に移設する計画を立ててございます。

○久松委員 了解。

○島岡委員 当然その通信設備が上にあるということは、人も上に行くわけですけども。トイレとかはどうなっているの。

○檜山消防総務課長 トイレとかはですね、例えば、消防の下水道とかがライフラインとかが遮断された時に、一時的にストップかけて消防署の地下ピットに貯めるような措置もできてございますので、そういう対応で。浸水していないフロアに関しては使用可能というふうになってございます。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。次に、常備消防警防救急事業の説明を願います。

○本橋警防救急課長 令和2年度土浦市一般会計第8回補正予算の案。事業名常備消防警防救急事業についてご説明いたします。3ページをご覧ください。1番、補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴いまして、救急車の救急資器材並びに感染した職員が使用した居室等の除染装置の購入及び、今後使用増加が見込まれる感染防止資器材を購入するために増額補正するものです。2番、補正額は第1日常備消防費の17節備品購入費は、オゾンガス除染装置の購入費でございます。補正前の予算額はございません。補正額は121万円。補正後の予算額も同じく121万円となり増額補正をするものでございます。続きまして10節需用費。感染防止資器材費でございます。補正前の予算額431万8,000円。補正額86万1,000円。補正後、予算額517万9,000円となり、増額補正するものでございます。財源につきましては、どちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。総額207万1,000円でございます。4ページをご覧ください。1番目がオゾン除染装置でございます。オゾンガスにより細菌やウイルス等を不活性化し、除染する装置で、密閉された救急車内や居室において、あらかじめオゾン濃度を設定しオゾンガスを燻蒸。居室等が設定された環境濃度になると自動的に停止し、ウイルス等を除染する装置でございます。同一の資器材ではないのですが、ダイヤモンドプリンセス号の除染時にもオゾンガスを使用されております。2番目が感染防止資器材でございます。救急出場時に使用する資器材で感染着の上が400着。感染着の下が200着。N95マスクが400枚。グローブが400双。シューズカバー500足。タイベック20着。へパフィルター50個を補正にて購入を希望します。左上の写真が感染防御上下で、サージカルマスク、グローブ、シューズ。シューズカバーをはいている隊員を載せていただきました。右下の写真。右上の写真がタイベック。左下がN95マスクで、より感染の疑いのある傷病者に対し救急出場をして使用しております。右下は、へパフィルターといいまして、人工呼吸を行う時に装着する装置でございます。エアロゾルの発生を防止するための器具でございます。説明は、以上です。

- 今野委員長** この件について何かありますか。
- 海老原委員** 今までにコロナ感染したとか、感染の恐れがある人を運んだことはないということ。
- 本橋警防救急課長** 今まで疑いを含めると200件程度搬送いたしました。その中で、PCR検査をやった患者さんは17人ほどおりまして、今のところ16人が陰性なのですが、1名がまだ結果が出ていない状態でおります。その方に関しては全て感染防御をしっかりとって出場しております。
- 久松委員** オゾンガス式の除染装置というのは、部屋の大きさとか限度があるんですか。効果的な広さというか。
- 本橋警防救急課長** 密閉できる室内でありましたら、大きさは明示されておられません。ただ大きければ大きいほど時間がかかるということでございます。
- 久松委員** 一定のところで止まるわけだ。除染終わったよということになれば。
- 本橋警防救急課長** はい。あらかじめ設定した濃度で止まるようになっております。
- 今野委員長** その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)
- 今野委員長** この程度とする。その他消防本部から何かありますか。
(「なし」という声あり。)
- 今野委員長** 委員から何かありますか。
(「なし」という声あり。)
- 今野委員長** 消防本部の皆さんは退席して結構です。
(消防本部退席)
(市長公室入室)
- 今野委員長** これより市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づき、令和2年度土浦市一般会計補正予算(第8回)(案)についてガバメントクラウドファンディングによる高齢者施設支援プロジェクトの実施についての説明を願います。
- 佐々木政策企画課長** 資料の1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧くださいまして、私の方からはガバメントクラウドファンディングによる高齢者施設支援プロジェクトの実施につきましてご説明をさせていただきます。こちらは7月の臨時会におきましてガバメントクラウドファンディングによって寄附を募って、合わせてこのプロジェクトに関心を持ってもらえるようアマビエデザイン。そちらのデザインコンテストをですね同時開催いたしましたして、その中の入賞作品のシールをコロナの終息を祈願するといったことを目的といたしまして、非接触式体温計へ添付して市内90カ所ほどございます障害者施設。そちらに配布させていただきたいということですね、そちらの説明をさせていただいたところでございますが、こちらの事業の寄附の集まり具合でございますが、7月20日から始めまして、目標金額100万円に対しまして、今現在ですね大口の寄附があったこともございますが、すでに85万円集まっているところでございます。このようなことから次の施策といたしまして同じ手法ですね市内213ほどございます高齢者施設の方にこのアマビエ使用の非接触型体温計を配布いたしたいと、そ

ういうものでございます。資料の1・2につきましては今ほどお話ししました内容をお示しさせていただいたものでございますが、3のガバメントクラウドファンディングの①と②をご覧いただきまして、概要につきましては、前回同様。ふるさと納税寄附型クラウドファンディングでですね実施いたしたいというもので、税控除の特典がございますことからお礼品につきましては、アマビエのつちまるデザインとですねお礼状のみにとどめたいというものでございます。その下大きな3番の③をご覧いただきまして、寄附の期間につきましては3カ月と。今現在障害者施設用として募集をかけておりますが、この期間が終了次第速やかに実施いたしたいと考えております。その下の④⑤をご覧いただきまして、目標金額といたしましては、100万円と。受付サイトについても前回同様、ガバメントクラウドファンディングでもっとも実績がございますふるさとチョイスを活用したいというものでございます。4の予算措置でございますが、寄附金につきましては100万円の歳入と。すべて配布用の非接触式体温計の購入費、そちらに100万円についてはそちらに充てると。その他ですね寄附をいただいた際の手数料ですとかアマビエデザインのシールの作成費用などを含め歳出合計といたしまして111万5,000円計上させていただいたところでございます。なお、本日、事業についての説明は以上でございますが、本日こちらにカラーの資料を別で付けさせていただきました。こちらカラーの1枚のペラの資料でございます。こちら7月18日から8月12日にかけて、アマビエデザインの募集を行ったところでございます。資料の中ほどの②をご覧いただきまして、84の応募がございました。一番遠い所では東京都の江戸川区の方から応募していただいたところでございます。先日、市長、副市長、教育長、各部長におきまして審査を行いまして、こちらの作品。牛久市の在住の女性が描かれたものでございますが、こちらの作品がですね最優秀作品として決定されたところでございます。この作品をシールといたしまして、つちまるアマビエとともに非接触式体温計へ添付いたしまして、各施設へアマビエ使用の体温計を配布するものでございます。なお、本日のこの委員会終了後にこの審査結果を市、ホームページなどで公表するとともに、最優秀作品の方へは本市のふるさと納税のお礼品のバックを贈呈いたしたいと考えてございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。次に、事務処理用ソフトの購入についての説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 資料1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧いただきまして、事務処理用ソフトの購入についてのご説明でございます。今現在ですね本市職員のインターネット環境でございますが、原則各課に1台のみのインターネットをつなげるパソコンをですね設置しているということで通常業務を遂行するにも若干不便をきたしているといった状況でございます。そのようなことで今年度当初予算において職員のインターネットへつなげるタブレット、そのリース料をですね計上させていただきまして、その予算で年度早々に100台のタブレットをリースいたしまして、先日すべての

タブレットが納品されたところであります。それらの具体的な活用でございますが、うち10台につきましては、部長用タブレットということでですね、今後を見据えて他よりもグレードが高いものとなっております。すでにそちらについては各部長へ配布いたしましたして、インターネットの閲覧のみならず、このコロナ禍の中です、実は庁内の中で市長ですとか副市長、教育長で各部長です、月2回開催しております庁議ですとか、月1回開催しております部長会議。こちらを今現在自席でオンライン会議で自席で実施しているところであります。その際にもこのタブレットを活用しているところでございます。また他20台につきましては、先日臨時会でご説明をさせていただきましたが、職員がテレワークをする際のタブレットとして活用する予定となっております。残りのタブレットにつきましては、当初の予定どおり各課の職員数に応じてインターネットにつなげるタブレットとしてですね、各課に配布いたしたいと考えているところでございますが、資料の1の概要をご覧くださいまして、新型コロナウイルスの感染拡大の終息が中々見えない中、日々各課を交えた様々な会議が今現在も開催されているところでございます。このコロナ禍の中で、そのような会議もオンラインでできるものをオンラインで実施いたしたいと。そういった考えのもと、通常資料を作成する際は、ワードですとかエクセル、そういったソフトを使っているところでございますが、そのソフト、マイクロオフィス。そちらを購入いたしまして、この配布するタブレットにですね搭載することで、そのタブレットです、ね事前の資料を作成するのはもとより、オンライン会議時にその場で資料を修正ですとか、追加資料を提示ですとか。そういうのをですねスムーズにできる環境を整えることで会議のですねオンライン化を進めたいというものでございます。2の配布対象でございますが、通常内部の会議でございますがほとんどが課長ということで、課長がメインで使用するタブレットにつきましては、このマイクロソフトオフィスをすべて搭載いたしたいというものでございます。3の導入費用でございますが、マイクロソフトオフィスを50ライセンス分、50人分購入したいと考えております。なお、今回の購入に当たりましては国が進めます三密回避を目的とした施策と位置付けまして、全額国の臨時交付金で対応いたしたいと考えてございます。説明につきましては以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**今野委員長** この程度とする。次に、（仮称）第9次土浦市総合計画の策定についての説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 資料3ページをご覧くださいまして、こちらにつきましては（仮称）第9次土浦市総合計画の策定についてのご説明でございます。1の計画策定の目的をご覧くださいまして、本市を取り巻く社会経済情勢ですとか昨今の劇的な変化に的確に対応しつつ市政の一層の発展を図ることを目的といたしまして、令和4年度からの市政運営の基本方針となります（仮称）第9次土浦市総合計画を策定いたしたいというものでございます。その下の2の計画策定の趣旨をご覧くださいまして、策定の背景などにつきまして、もう少し詳しくご説明させていただきますと。今日我が国におきま

しては、予想を超えるスピードで少子化が進行いたしまして、また経済のグローバル化や地球規模での環境問題での社会全体で大きな転換期を迎えているといったところがございます。さらに、今年に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、これまで培ってきた社会の在り方ですとか価値観、また行動様式を根本から覆すような劇的な変化をもたらしておると。地域活用、地域経済の影響は計り知れないといった状況でございます。このような大きな転換期を迎えている中で、この3段落目に書かせていただきましたが、国連で定めておりますSDGs。誰一人取り残さないといった基本理念のもと、令和12年を年限としまして、世界中で抱える問題を17に分類いたしまして、それぞれの目標を設定したものでございますが、本市におきましても、この改めてですね、このSDGsの理念ですとか考え方なども十分に踏まえつつ、各施策、事業を推進していく必要があると、そういった考えのもと、新たに市政の運営の基本方針となります総合計画。そちらを策定いたしたいというものでございます。3の計画の名称及び策定期間でございますが、名称につきましては、(仮称)第9次土浦市総合計画で今後、様々な方々のご意見を伺いながら決定していきたいと考えてございます。また、策定期間でございますが、資料では令和2年度から3年度の2カ年と書いてございますが、今年度の10月から来年度いっぱい策定いたしたいというものでございます。資料1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧くださいまして、4の構成と期間でございますが、これまでの総合計画というものは基本構想と基本計画と実施計画の3層構造となつてございました。ただその真ん中の基本計画につきましては、5年ごとの見直しとなつてございまして、近年のこの社会情勢の急激な変化に柔軟に対応できないと。また各課で策定しております個別計画。そちらとの峻別があいまいになっていたといったデメリットもございました。そのようなこともありまして、新しい計画につきましては、現在の基本計画の方針に該当する部分を基本構想に含めたいうえで、基本構想と実施計画の2層構造での構想を考えているところでございます。5ページご覧いただきまして、5の策定スケジュールでございますが、こちらの箱の2つ目ご覧いただきまして、総合計画策定の基礎資料とするために、まずは来月から市民満足度調査。アンケートでございます。のちほどご説明させていただきますが、その実施をさせていただきたいと考えてございます。その他、直接市民の皆様方からご意見をいただく場として、箱の上から5つ目でございますが、年明け1月から3月にかけて市政懇談会。各地区公民館ですね、開催いたしたいと考えてございます。そのうえで令和3年度内での策定を予定してございます。説明につきましては、以上となります。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)副委員長** 今の説明で確かに私も8次総に係ったものとしてね、確かに基本構想、基本計画、実施計画。この3つな。3つをずっと審議会で審議してきたんだけど。基本計画、実施計画の方にいくとね、わかりづらいね。本当。それは自分も思いました。やはり基本構想は、骨格となるものであるから、これはこれでよしと。ところが計画の段階になるって基本と実施の、その区別というかな、その辺が本当にこのあいまいというか、わからなかった。だから今回この2本立てにするというのは大変よろ

しいかと思えます。それともう一つ。審議会委員の選び方。これさもう少し考えて数多く意見が出るような、そういった審議会にしてほしいと思うんですよね。人数的な制限もあるだろうけれども、その辺も数を増やすとかね。やっぱり意見がいただける。そういった審議会にしてほしいなというのが実感的にありました。それ参考にしてください。

○佐々木政策企画課長 ご意見の方ありがとうございます。基本構想と基本計画と実施計画の部分については、確かに外からも結構言われました。その他、個別にですね各課でもっている計画と、これがどこが違うんだですとか。どこが同じなんだですとか。そういう意見もあったということで、今回こういう見直しをしたいというところでありませう。ご意見の方ありがとうございます。あと、今お話していただいた意見ですね。沢山の意見の元でつくるという部分ですか、そちらにつきましては、そちらの人数を増やすですとか、その辺ですね対応をしてやっていければと、策定していければと考えてございます。ご意見の方ありがとうございました。

○島岡委員 実は私も第7次に携わらせていただきまして、第8次も興味深く見ていたんですけれども、その時重要な役割を果たすべく、コーディネーターと申しますか、座長と申しますか、あの時筑波大の先生がやってらっしゃって、第7次も第8次も一緒だったと記憶しておりますが、また、第7次も第8次も同じスローガンというか、なんでしたっけ、水と緑のきらめく・・・、また同じだということで。なんかこう、その辺のコーディネーター。コーディネーターというか座長の先生の選び方というのを、ぜひ慎重にしていきたいなと。すごく影響があると思しますのでよろしく願います。もう決まっている。

○佐々木政策企画課長 はい。審議会のメンバーについては、今から決めていくということでございます。その辺も委員の意見も踏まえながら選んで行きたいと考えております。ご意見の方ありがとうございます。

○篠塚委員 審議会委員の選出方法もいろいろあると思うんですが、まとめるコンサルティング会社を入札等で入ると思うんですけれども、入札に関してどういう業績があるのか、単なる一般競争で入札じゃなくてね。いろいろなやり方があると思いますので、その辺をよく選んで決めていただきたいのと。市政懇談会に関しては、まだ、コロナ禍の中で開催されると思いますので、ぜひ満足度調査のアンケート等をうまく活用して、意見が出やすいようなもの。それから人数制限が出てしまうと思うので、その人数をどのように集めるかとか、その辺も検討しないと1月から3月で、公民館だと100人くらいで今の状況だと半分くらいしか入れないとか。50人くらいとかになると、各町内でもね選ばれたりいろいろすると思うのでその辺の調整が大変かと思うのでよく検討していただいて。あとは審議委員に関しては、本当にどういう公募、各団体で代表で来られている方もいるんですけれども、その選出に関してもよく検討していただいて、よろしく願いたいと思います。

○佐々木政策企画課長 ご意見の方ありがとうございます。審議委員についてはですね今からしっかりですねどういった方々を選んでいくのかというのをですね。内部で決定

して行きたいと思っております。それと市政懇談会につきましては、今おっしゃっていたとおり、我々も前回三中地区公民館でやった時が100人を超えていたと思います。そういうのも我々も把握しておりますので、やり方というのをどうするのか。茨城県の方ではいばらきアマビエちゃん登録ですとか、そういう話もございますが、実際は100人を超える人を集めてどうなのかという話もございますので、人数制限なんかもかけたいですね、そういう形で実施できればと、その辺ですねちょっと工夫させていただければと思っております。ご意見の方ありがとうございます。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**今野委員長** この程度とする。次に、土浦市民満足度調査の実施についての説明を願います。

○**佐々木政策企画課長** 6ページをご覧くださいまして、こちら土浦市民満足度調査の実施についてのご説明でございます。こちらの1番をご覧くださいまして、この調査につきましては、総合計画を作る前の前段ということで、現総合計画に基づく各施策について、市民の満足度ですとか重要度を調査することで、今後の市政の運営の参考とすることを目的といたしまして、5年おきに実施しているものでございます。先ほどご説明したとおり、この新総合計画を策定するうえで、まずは、この市民の皆様のご意見を伺うために実施いたしたいというものでございます。2の概要をご覧くださいまして、調査対象でございますが、市内在住者の20歳以上の男女で調査項目といたしましては、傾向を見るためにもこれまでと同じ設問としているところでございます。住み心地ですとか、施策の満足と重要度のほか今後のまちづくりの提案などを調査する内容となっております。調査対象者につきましては、この箱の中をご覧くださいまして、箱の3と4ですね。住民基本台帳から20歳以上の方で3,000人を無作為に抽出し、これまでどおりの郵送のやり方と、その他5をご覧くださいまして、希望者には3,000人の中でWEBでも回答ができると、そういった環境を整えたいと思っております。6の調査期間でございますが、来月の末から11月末までを予定してございます。なお、本日実際の満足度調査票を机の上に置かさせていただきました。こちらが、以前と全く同じでございますが、こちらでございます。これを郵送でやり取りをしたいというものでございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**吉田（博）副委員長** これ課長さ、土浦市で20歳以上の男女。その数からして、現在のよ。数からしての3,000人というのは。どうなんだ。これ。少なくないか。ましてや、回答率が平成27年の調査の時には約4割だろう。3,000人に対して4割の回答率だから。もう少し多くしてさ、広くもう少し意見募っても。どうだ。よくないか。

○**佐々木政策企画課長** 統計上の数値ということで、実はあるのはあるんですけど、今のご意見を踏まえて、ちょっと予算の関係もありますので、ちょっと見てからですね。人数の部分ですか検討させていただければと思います。

○吉田（博）副委員長 予算が足らなかつたら予算をつけるように。だってこれ総合計画というのは、市の最高の計画なんだからね。政策もさ。他のいろんなものもあるけれども。最高峰のものだから、やっぱり、その予算つけてさ、少し3,000人からもっと5,000人とかさ。やってもいいんじゃないかなと。

○佐々木政策企画課長 人数、3,000人からちょっと増やす方向の調整をさせていただきます。

○篠塚委員 審議会のメンバーに各種団体の代表とか出てるじゃないですか。そういう団体のところに、別にこれを満足度調査するというのもひとつの手かなと思うんですよ。いろんな団体が青年会とか婦人団体とか、いろんな団体の方の代表が出てる区分けですけれども、その中の状況を子育て世代はどう考えているんだとか、若年層がどう考えているんだとか。そういう把握する意味でこれとは別にね、そういうアンケートをとるということも、ひとつの手かと思うので、そしたら、そんなにお金もかからないでしょ。検討してください。

○佐々木政策企画課長 今ご意見いただきました、そのアンケートの人数の部分と、その策定に係っている団体等へのアンケートですか。そちらについても前向きに検討させていただきます。

○島岡委員 調査対象者なんですけれども、市内在住の満20歳以上ということで、選挙権が18歳になったということで。やはり市政にいろいろ興味をもっていらっしゃるその18歳19歳の人たちの意見というのも反映してもいいのかなと。確固たるあれはないんですけれども。そういう意見もでてくるんじゃないかなと思ひまして。

○佐々木政策企画課長 今20歳以上にしているのは、今までもずっと20歳以上を取ってまして、その傾向を見るためということがございました。今、回答の中で年齢はいくつなのかと。そういう設問もございますので、フェイスシートのところでありますので、その辺で今までの傾向を取れる、取れないか。それをちょっと確認して。組み込めるようであれば、その18歳ですか。そこからの意見を盛り込めるような形での対応をさせていただきますと思っております。ご意見の方ありがとうございます。

○今野委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）（案）について。財政調整基金及び公共施設等総合管理基金を一括して説明を願います。

○山口財政課長 7ページ、8ページですけれども、ともに一般会計補正予算で基金への積立というものを予定しております、関連がございますので続けて説明の方をさせていただきますと思います。まず、7ページの方をお願いいたします。財政調整基金への積立でございます。1番の今回の積立の理由でございますけれども、決算上の剰余金につきましては、地方財政法の規定によりまして、2分の1以上の金額を積立、または繰上償還しなければならないとされております。このようなことから新型コロナウイルスの影響によりまして、市税等の減収も予想され、コロナの第3波、第4派への対応な

ど、今後財源不足も見込まれますことから、今回は純剰余金。繰越金の半分を財政調整基金へ積立をするものでございます。2番の補正予算額をご覧ください。算定式にもございますように、令和元年度の歳入から歳出を差し引いた形式収支。こちらは20億6,548万1,000円。そこから令和2年度に繰り越した歳出予算に充当すべき金額。6億5,403万4,000円を差し引きました実質収支につきましては、14億1,144万7,000円となっております。この実質収支の2分の1。7億572万4,000円を今回財政調整基金に積立をするものでございます。なお、当初予算に1,000円計上してございますので、今回の補正額は1,000円を差し引きました7億572万3,000円となるものでございます。3番の財政調整基金の合計額でございますけれども、今回の積立分を加えますと合計で68億7,243万7,000円となるものでございます。続きまして8ページをご覧くださいと思います。決算上の剰余金を活用いたしまして、老朽化した公共施設。インフラ等の改修更新に備えるため、公共施設等総合管理基金に。また、上大津地区の適正配置。大規模改修、非構造部材の耐震化など学校設備に、学校施設整備にですね、多額の費用が見込まれますことから市立学校整備基金にそれぞれ積立を行うものでございます。算定式の2段目のところをご覧くださいと思います。先ほど説明をいたしました実質収支から財政調整基金への積立金。今年度の補正予算等の財源として充当した額を差し引いた残額。繰越金の残額でございますけれども、こちら4億9,316万1,000円となります。このうち3億円を公共施設等総合管理基金に。1億9,316万1,000円を市立学校施設整備基金に積立を行うものでございます。なお、私立学校施設整備基金への積立金は、教育委員会の方の予算となっておりますので、文教厚生委員会の方で審議をされる予定でございます。3番の基金の額でございますけれども。今回の補正予算分を含めた合計額は1番右側に記載してございますように、公共施設等総合管理基金は7億5,000万1,000円。市立学校施設整備基金は3億4,397万円となるものでございます。説明につきましては以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)副委員長** 課長。これさ、私がこれ見ている中で一番大事なのは、今後の土浦市の運営の中で公共施設の管理基金だよな。これがどうしても何にしても毎年3億くらいかかるんじゃないか。ずっと。3億から3億5,000万は公共施設の維持管理とか補修ね。そういうものにこれは掛かるものですよというのが私の記憶の中にあるんだけど。それは間違いなかったっけか。

○**山口財政課長** 公共施設等総合管理計画によりますと、年間維持改修費はですね、45億8,000万円ほど掛かるという計算でございます。今、既に維持管理費の方にもそれなりの金額というものを投入していますけれども足りないという状況でございます。吉田副委員長のおっしゃられた3億円という金額につきましては、第6次の行財政改革大綱の中でこれからの財源不足の中に備えるために毎年3億円ほどは積立てて行かないと維持・改修・更新にはちょっと難しくなってくるというところでございます。

○**吉田(博)副委員長** そうだね。はい。でもこの管理の基金を積立ておかないと、

要は今後先に行った時に改修・補修はしたいけれどもお金がないという状況が生まれるから、それは避けようということなんだよね。そうだな。積立金、基金は積むしかないな、これはな。要するに市の行政というのは単年度決算だから、今課長が言ったように、このコロナの騒ぎで来年の財政がどうなるかわからないというのが、これは未知数であるから、やっぱりそのためにも今できるものは積立ておこうという考えでいかないと困るなというのがあるね。はい。わかりました。

○今野委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。次に、下水道事業特別会計繰出金について説明をお願いします。

○山口財政課長 9ページの方をお願いいたします。下水道事業会計への繰り出しでございます。1番の理由にもございますように下水道特会におきまして、補正予算が計上されまして、その財源として一般会計から繰り出しを行うものでございます。補正予算額は65万円。理由といたしましては、1つ目が公共下水道整備事業におきまして、国の社会資本整備総合交付金の内示額が当初予算を上回ったことによる財源更正の変更に伴う増でございます。こちら中ほどの表にもございますように、国庫支出金が増額となっております。これに伴いまして、公共下水道整備事業の総額は変えずに、単独事業分の事業費を減額いたしまして、補助事業費を増額する事業費の組み換えというものを行っております。単独事業費の減額によりまして、その財源となっている地方債も減額となりますが、10万円未満の端数分5万円分の一般財源が必要となるというところがございます。2つ目が、企業債償還金の元金に60万円の不足が生じているものでございます。今回この2つの金額を合わせました65万円を一般会計から下水道事業会計へ繰り出しをするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○吉田（博）副委員長 総務市民委員会の話じゃないんだけど、財政の方で、ちょっと下水道の方に聞いてあとでちょっと資料が欲しいんだけど。下水道が今、上大津地区、手野・田村・沖宿と、ここ何年か前からずっと指定されてやっているんだけど、いわゆるその時の受益者負担金。この受益者負担金の収入の状況というのはどうなっているかというのをちょっと聞いておいて欲しいんだよね。担当の方に。というのは、この大事な歳入になるんだよね。これは、受益者負担金というのは。これは決して低い数字じゃないから。ましてや上大津の方に行くとなつの家の屋敷が広いもんだから相当な額になるんだよね。それが歳入の方でやはりバランス的にないと、入ってこないで工事だけの歳出が進んでいくと、やはりこれも窮地に追い込まれるので。その辺どうなっているのかというのをあとでちょっと聞いておいてください。

○山口財政課長 下水道の方に確認をいたしまして、資料があれば提出の方をさせていただきたいと思えます。

○今野委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。

次に、令和元年度決算に係る健全化判断比率の報告について及び令和元年度決算に係る資金不足比率の報告についてを一括して説明をお願いします。

○山口財政課長 別添の健全化判断比率等という資料の方をご覧いただきたいと思えます。1枚おめくりいただきたいと思えます。この健全化判断比率は左上。ちょっと字が小さいですけれどもありますように。地方公共団体の財政の健全化に関する法律。いわゆる健全化法の規定によりまして、決算に基づき毎年作成をし、監査委員の意見をいただき議会に報告し公表しているものでございます。中ほどの図にありますように指標には健全段階。早期健全化基準。財政再生基準に分類をされまして。財政再生基準となりますと実質国の統治下におかれまして、財政健全化計画の策定が義務付けられるというものでございます。指標につきましては、左下でございますように、一般会計から公社三セクまでを網羅した4種類の指標が対象となっているところでございます。まずは1ページの右側の①の実質赤字比率でございますけれども。この実質赤字比率のところに記載されているとおりなんです。形式的には黒字であっても、翌年度の収入を繰り上げていたり、支払いを翌年度に繰り延べするなど、実質的赤字である場合。一般会計における実質赤字が財政規模に対してどれくらいの割合となっているかを示す比率となっているところでございます。②の連結実質赤字比率は、先ほどの一般会計に特別会計も加えまして実質赤字の割合を示したものでございます。本市では実質赤字比率。連結赤字比率。いずれも赤字はありませんでしたので、該当なしとなっているところであります。2ページをお願いいたします。③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計の地方債の償還金。すなわち公債費や特別会計への操出金で公債費に充てられたもの等。実質の公債費の標準財政規模に対する割合を示すもの。こちらは数値が小さいほど優れておりまして。当市におきましては、上段の枠の白抜きにありますようにこちら3年平均ですが4.8パーセントとなりまして、昨年度が6.1パーセントでございましたので、1.3パーセントほど好転をしております。早期健全化の基準は25パーセント。財政再生基準が35パーセントでありますので、いずれも下回っている状況でございます。単年度の指標はですね、中ほどの算定式にございますように、3.8と。昨年4.0でしたので、0.2パーセントほど下がって好転をしております。こちらは算定の分母の1つである市税収入の方が増加をしまして、分子の1つとなる償還金が減したことによるものでございます。3ページの方をお願いしたいと思います。④将来負担比率でございます。前の実質公債費比率が単年度の公債費の水準を図る指標であるのに対しまして、将来負担比率は、地方債の償還や債務負担行為の額。市の将来に渡って負担すべき職員全員の退職金。公益事務組合の公債費や公社などの負債。それから将来の財政負担と考えられるもの。そちらから基金などの将来負担に対する財源として見込める歳入を差し引いた実質的な負担額。それが標準財政規模に対してどれくらいの割合かを示すものでございまして、こちら数値が小さいほど優れていると。昨年の69.6パーセントより16.5ポイント下がりました、53.1パーセントとなっております。こちら先ほど説明いたしました繰上げ償還などによる市債残高の減と基金への積立が大き

な要因と考えられております。今後、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、市税収入が減少しまして、財政調整基金の取り崩しというものも考えられますので、こうした指標にも注意してまいりたいと思っております。4ページをお願いします。資金不足比率は健全化判断比率と同様に健全化法によって公営企業の資金不足の状況を公表するものでございます。真ん中の四角で囲ってあります下水道、農業集落排水、水道などの公営企業の単体の赤字の割合を示すもので、いずれも資金不足を生じておりませんでしたので、実質赤字比率同様に比率はなしとなっているところであります。以上、本市財政は健全化判断比率においては健全であると判断されているものでございますけれども、昨年言ったところなのですが、この将来負担比率につきましては、将来の施設更新費用、大規模修繕費用。あとは増加傾向にある社会保障経費などは勘案されていないということで、今後策定を予定しております長期財政見通しなど、独自の見通しにおいて的確に本市の財政状況というものを把握してまいりたいと思っております。このコロナ禍で大変厳しい状況でございますけれども、なんとか将来に渡って持続可能な財政運営というものを図ってまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**吉田（博）副委員長** 今課長が言ったように、判断比率とかよりも、土浦市の長期財政の見通し。これをきっちりやっといってくださいよ。ね。それさえきっちり作っておけば、左右にブレてもその時に対応できるから、それだけ一つよろしくをお願いします。

○**山口財政課長** ご指摘ありがとうございます。今、長期財政見通し作り始めまして、12月の議会の時には、皆さんにご報告できるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**今野委員長** その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○**今野委員長** この程度とする。次に、令和2年度土浦市一般会計補正予算（第8回）（案）について、広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業の説明を願ひます。

○**北島広報広聴課長** 10ページ、11ページをお願いいたします。広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明をさせていただきます。自転車のまち土浦おためしWEEKと題したテレワーク移住体験ツアーの実施に係る補正予算でございます。補正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にテレワークが広がりを見せる中、勤務先の近くに居を構える必要性が薄れ、移住への関心が高まっているとのことでございます。そこで地方への移住に関心のある方に、土浦でテレワークと自転車を活用した生活体験をしてもらい、まちの魅力や充実した福祉、教育環境、また都心へのアクセスの良さなどを知ってもらうことで本市が選ばれるまちとなるよう県が新たに実施しますテレワーク移住キャンペーンに合わせ、本市ならではのテレワーク移住体験ツアーを実施するものでございます。3の補正予算の額でございますが、歳出549万8,000円の補正予算をお願いするもので、内訳は下の表にござい

ますとおり、謝礼やチラシ・ポスターの印刷費用、広告料などのほか、12節委託料がこちら旅行代理店への委託を考慮してございますけれども、予算額の主なものとなってございます。4番の具体的な事業の内容でございますが、来年2月のひな祭りのシーズンに合わせまして2回に分けて実施する予定でございます、水曜から土曜の4日間。3泊4日となりますけれども、土浦駅直結の自転車と一緒に泊まれるホテル。星野リゾートBEB5に滞在してもらいまして、テレワークをしながら、土浦市で自転車を活用した生活体験をしてもらいたいと考えてございます。期間中は移住相談会や交流会。また自転車イベントのサイクルーズなども実施できればと考えてございます。対象は今後、住宅購入や移住及び二拠点生活を検討している県外居住者で、募集人数は5組を2回実施で合計10組。1組は1名から家族での参加も想定いたしまして、最大で4名まで。参加料は大人1人当たり1万円にしたいと考えてございます。11ページ上段をお願いいたします。冒頭申し上げましたとおり、この事業は県が実施するテレワーク移住促進キャンペーンに合わせて実施するものでございます。このキャンペーンは10月から来年3月末までの間、県内への移住促進を図るための魅力発信を強化して行こうというものでございまして、(2)キャンペーンの内容のところに記載のとおり、テレワーク移住を検討する人向けのキャンペーンサイトを作成いたしまして、市町村が行う移住体験プログラムやイベント等について情報発信を行うとともに、地域系移住メディアや経済誌等への広告の掲載も予定しているとのことでございますので、県と連携いたしまして、積極的に本事業のPRを図っていきたいと考えております。また(3)でございますが、このキャンペーンの展開と合わせまして、新たな市町村への補助。楽しむ茨城テレワーク移住促進事業補助金。こちらが創設されまして、市町村の魅力を活かしたインパクトのある移住と二拠点生活に係る取り組みに関しまして、補助率2分の1。補助額は最大500万円程度の補助金が交付されるとのことでございまして、一番下の※のところにも記載させていただきましたが、本事業はこの補助メニューに現在応募している状況でございます。今後、県において選考委員会が開かれまして、9月上旬には選考結果が発表される予定となっておりますので、本事業が採択された場合には事業費の2分の1の補助を受けることとなりますので、その際は12月議会において財源更正を行えればと考えておりますのでよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

○**吉田(博)副委員長** 課長。これ、この事業を採択される自信はあるのか。

○**北島広報広聴課長** 県内で5カ所程度の採択を見込んでいたとございまして、今、6カ所以上のところから手を上げられているというような状況でございますが、今回、テレワークを切り口にされておりますので、これまでの移住といいますと、どちらかという田舎暮らしというようなイメージがございましたが、テレワーク切り口ということで都心から約1時間アクセスがかなりいいということで。何かあればすぐに勤務地に戻れるというようなアクセスの良さで土浦市のこの事業非常に魅力ある事業だと考えてございます。

○**吉田(博)副委員長** これは自転車なんていうのは、県もさ金出して、県も主導して

やっているんだからさ。これで外れたらどうしようもねえぞ。大丈夫だよな。12月の財源更正も期待しています。

○北島広報広聴課長 ありがとうございます。県の方にも採択された時には、一緒に自転車のまち土浦ということで積極的にPRを図ってまいります。

○島岡委員 今、不動産業界。東京からの移住がつくばのある業者の話だと、ある1カ月前の土曜日に4人の方と契約をしたと。全部みどりのとか、そっちのエクスプレス沿いだというのがすごく寂しいことなんですけれど。やはり、洪水、コロナ、地震とそういう3つの危機感を持った都民の方がテレワークも含めて移住したいという気持ちがすごく大きいんじゃないかなと。ただ土浦に来てくれる方はちょっと少ないのではないかなと。去年から移住フェア私見させてもらって、すごいいい取り組みだなと思うし、エクスプレス沿いをもっと、エクスプレスの輸送力もちっと大変なことになっているし、インフラもそうだし、それに比べたら土浦は本当に来てもらっていい所だと思いますので、自信をもってやっていただければ。ただ、その自転車で売り込むのもいいんですけども、安心・安全とかそういった部分も、どこも売り込みの対象になるんじゃないのかなと。東京の人にとってはいい部分じゃないのかなと思いますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいなと。今すごくチャンスだと思います。新築のところが、こんな時期ですごく売れているんですよ。よろしくお願いします。

○北島広報広聴課長 ご指摘ありがとうございます。委員おっしゃるとおりですね、期間中は相談会なども設けて、そういった安心・安全とか、アピールできる部分を積極的にアピール。今回の参加者に対して、してまいりたいと考えてございます。また、今回、土浦に共感を得て、恒久的に土浦に移住されるというような、これまで移住というイメージでございましたが、新たに県のテレワーク移住促進キャンペーンの中では二拠点生活というような方も対象となってございます。平日は都内で勤務して、週末は田舎暮らしを楽しむというような方も増えているようでございますので、そういった方も取り込んでいけたらというふうに考えてございます。

○島岡委員 私が言ったつくばのある不動産屋さんというのはやっぱり、東京の不動産屋さんとのネットワークをすごく緊密にして情報交換をすごくやっている。一生懸命やっているという話を私聞いております。よろしくお願いします。

○吉田(千)委員 とてもいい企画だなと思っております。その中で、例えば二拠点ということもあるんですが、住宅購入だったり移住。そういったところを、どういったところを提示できるのか。その辺は何かありますでしょうか。

○北島広報広聴課長 不動産情報については、こちら予算のところでは報償費のところには謝礼として記載させていただいておりますけれども。相談会の中で宅建協会の方とかにもご協力をいただきまして、不動産物件のご案内などもできるような形も取りたいと考えてございます。

○吉田(千)委員 そういった中で、私も自分が、今後どういうところに住みたいのか、様々考えた時に、近くに緑があってですね、少し散歩が出来たり、そこでテレワークが出来たり、そういったところが、もし、この地域土浦で可能なところ。そういった

ところですね。宅建さんとかですね、そういったところとよく相談をしながら、今後そういったサイクルもできるし、あるいはちょっと年配の方がサイクルも楽しむけれども日常的にそういったあの緑を歩ける散策できるというのが近くにあるというのがね、今後とても健康と健康志向と相まって。ましてや霞ヶ浦もございますので、そういった環境をしっかりと見込めるような。そういったものができるといいのかなと。今朝ちょっとたまたま熊健吾さんがNHK出ていらっしやって今まで住環境の中だけ、中を楽しくするというか、住みやすいという状況だったけれど。もっと外に向けたそういったものをどうなんだろうということを今朝やっておられまして、そういったこともこれからとても大事なのかなというふうに、私自身も年が重なっていくにつれて、近くに緑を楽しめるそういうった環境。住環境というのはとても大事になるんじゃないかなとちょっと思いましたので、これはちょっと意見としてですね。また、宅建さんともいろいろご相談いただければとありがたいと思ったところです。

○北島広報広聴課長 ご意見ありがとうございます。事業の方も精査してまいります。そういった中で霞ヶ浦とか小町の里の里山空間などもPRといたしますか。盛り込んでいけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 その他、何かありますか。
（「なし」という声あり。）

○今野委員長 この程度とする。その他市長公室から何かありますか。

○北島広報広聴課長 平成31年3月14日に開催された総務市民委員会の会議録の一部訂正と一部取り消しをお願いするものでございます。少々お時間をいただきまして、取り消し等の個所についてご説明させていただきます。この度取り消し等をお願いする個所でございますが、お手元に平成31年3月14日開催の総務市民委員会会議録17ページの抜粋をお配りさせていただいておりますが、議案第42号平成31年度土浦市一般会計予算の質疑の中で、篠塚委員より広報広聴費の町内会広報紙配付業務委託料についてのご質問がございました。質問は町内会に入っていないから広報紙がもらえないという訴えがあったが、基本的に町内会に委託料を配布している場合は、町内会に入っていないなくても、そのエリアには全部配付するという義務付けはあるのか。という内容でございました。これに対し、羽成広報広聴課長が答弁をしておりますが、それぞれの地区の実情にあったやり方で全世帯に届くように業務を行っているとしたうえで、資料の中ほどになりますが、今回訴えがあったものに関しましては、実は町内会の方で未加入世帯については、公民館に取りに来ていただく日にちを決めて配付を行っているということですが、に続いてアンダーラインで記載している部分の発言があり、できればそういう業務にに応じていただけるような働きかけをしているところでございます。といった答弁をしております。この度この会議録をご覧になった当事者の方からアンダーラインの部分について削除の要請がありました。つきましては、下段の一部訂正・一部取り消し案に記載のようにアンダーラインの部分を取り消し、上の網掛け部分のように訂正をお願いするものでございます。一読させていただきます。今回訴えがあったものに関しましては、実は町内会の方で未加入世帯については、公民館に取りに来てい

ただ日を決めて配達を行っているということでございますが、自宅に届けてもらう業務にも応えていただけるような働きかけをしているところでございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** このような訂正でよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。その他市長公室から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 市長公室の皆さんは退席して結構です。

(市長公室退席)

○**今野委員長** 委員の皆様にお諮りいたします。委員会が始まってから1時間が経過いたしました。コロナ対策として、10分ほどの休憩を入れた方がいいかどうか。

(「お願いします」という声あり。)

○**今野委員長** では、10分。暫時休憩いたします。午前11時20分再開いたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時22分 再開)

(総務部入室)

○**今野委員長** 休憩前に引き続きまして、これより総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づき、まず、土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての説明を願います。

○**今野人事課長** 1ページをご覧ください。土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。1番の改正理由でございますが、本案につきましては、今年の2月にダイヤモンドプリンセス号の船内におきまして、コロナ感染症が急速に広がる中、船内での活動や直接身体に接触して介助する場合。コロナに接触するリスクが高くなることから、国では防疫等作業手当の特例を設けました。その後コロナ感染が全国に急速に拡大していく中、本市におきましても人事院規則に国家公務員の防疫等作業手当の特例が設けられましたことを踏まえまして、土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行うものでございます。2番の制定内容でございますが、まず、(1)にありますとおり、支給対象となる作業は、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業になります。どのような作業を想定していますかといいますと、3番の想定される業務をご覧くださいと思います。感染症の疑いがある者の移送する業務で。例えば消防本部は、患者等の移送。健康増進課では、検査センターへの移送などが想定されております。2番の(2)へお戻り願います。手当の支給額につきましては、国と同様に1日につき3,000円です。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触したり、長時間にわたり接して作業を行う場合。1日につき4,000円を支給する

ものでございます。4番の施行期日につきましては、施行日は公布の日からとし、適用日は、令和2年8月1日と遡及して適用いたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○吉田(千)委員 これでよろしいんですが、ここの任務についてくださる方がですね、大変な中で任務についていただくという状況がございますので、その方に対してですね、心のケアだったり。あるいは周りが、あの方はそういう業務に付いて感染するのではないかとということで避けるような、そんな状況が生まれるとすると、とても残念な状況になりますので、その辺はよく配慮をしてあげることが大事になってくるかと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。

○今野人事課長 ご指摘ありがとうございます。そちらに配慮いたしまして、業務に当たってまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○久松委員 8月1日に遡及するということなので、今日までの該当件数というのはありますか。

○今野人事課長 現在、PCR検査を行っておりますが、そちらの方の8月24日。昨日現在の件数でございますが、現在96件。うち保健センターで移送した人が4名おります。

○久松委員 96件というのが支給の対象となる件数が96件あるよという意味ですか。

○今野人事課長 すいません。検査を受けたものが96件あるんですが、そのうち移送したものに対しては、この対象となるもので、それが4件あるということでございます。

○久松委員 この96件の検査の件数というのは8月3日からスタートした検査の数ですか。

○今野人事課長 委員のおっしゃるとおり8月3日から8月24日までの間の件数ということになります。

○久松委員 はい。了解。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。次に、土浦市税条例の一部改正についての説明を願ひます。

○川上課税課長 2ページをお願いいたします。土浦市税条例の一部改正についてご説明の方をさせていただきます。1番の改正の趣旨でございますが、令和2年度の地方税法の改正。それから新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴いまして、早急に対応が必要な条項につきましては、5月の臨時会ですでに議決をいただいております。今回提出させていただきました市税条例の改正でございますけれども、施行期日がこれから到来するものについて議案として提出をさせていただくものでございます。施行日が本年の10月1日、令和3年1月1日、それから令和4年の1月1日と別れておりますが、地方税法の施行期日に合わせまして、市税条例の方も施行していくものでございま

す。それでは2番の改正の内容について主だったものを説明させていただきます。まず、個人市民税関係からでございます。1つ目の箱。条例の第24条。個人の市民税の非課税の範囲。それから次の箱の34条の2。所得控除についてでございます。所得税及び住民税におきましては、寡婦控除。婦人の婦と夫の夫と2種類の寡夫控除がございました。この寡夫控除の条件に夫あるいは妻との死別または離婚ということが控除の基本条件でございました。そのため1人でお子さんを育てている方であっても結婚歴がないと控除が受けられないという不公平がございました。そこで結婚歴の有る無しを除外し、男女間の不公平感を無くすため、寡夫控除からひとり親控除という名称に改正がされたものでございます。改正前と改正後の控除の変化を表としてまとめたものが資料の6ページにございますのでご覧をいただきたいと思っております。左側が現行のもの。右側が改正後のものでございまして、上の段が女性。下の段が男性の表でございまして。改正後でございますけれども、結婚歴の有る無しや性別にかかわらず、生計を同一にしている子を有する単身者については、所得が500万円以下の場合は、ひとり親控除として30万円の控除が適用になります。なお、女性の場合、所得が500万円以下で夫と死別または離婚され子ども以外に扶養親族がある方。また、扶養親族がいなくても死別された方につきましては、引き続き寡婦控除という名称で26万円の控除が出来るものでございます。こちらの施行は令和3年1月1日でございます。2ページの方に戻っていただきまして。1つ飛んで付則第20条。長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例についてでございます。こちらは地方を中心にですね、全国的に空地や空家が増加しているため、新たな利用を考えている方へ土地の譲渡を推進するため一定の条件。こちらは譲渡価格が500万円以下で都市計画区域内の土地。それから所有が5年以上のものなどございますけれども、そちらで個人が所有する長期利用されていない低未利用地を譲渡した場合、長期譲渡所得から100万円を控除することができる特例を創設するものでございます。施行日は令和3年1月1日でございます。次のページをお願いいたします。2番目の箱。付則第23条の3。新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についてでございます。こちらは新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置が納税者に及ぼす影響の緩和を目的としたものでございまして、政府の自粛要請を踏まえて、文化芸術やスポーツイベントを中止した主催者に対してチケット等を購入する観客等がその払い戻しを受けることを辞退した場合。個人住民税の寄附金税額控除の対象とするものでございます。今回対象となるイベントでございますが、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催又は開催が予定されていた文化芸術及びスポーツに関するもので、文部科学大臣に対し、申請を行い、文部科学大臣が認可したイベントが対象となるものでございます。主催者側は文部科学大臣に対しまして認可を受けた後、購入者に対しまして払い戻し請求権の放棄の申請を受ける連絡先をホームページ等を利用して広く広報いたします。チケットの購入者は申請を行うことにより主催者側から送付されてくる払戻請求権放棄証明証を用いて確定申告を行っていくものでございます。なお、イベントが中止になった場合でございまして、入場料金や参加料の払い戻しの規約があるもの。あるいは払い戻しを行っているものが対象となりますので、

かすみがうらマラソン大会のように参加料の払い戻しは行わないことを決定しているイベントにつきましては、対象外となるものでございます。こちらの施行も令和3年1月1日でございます。続きまして、次の箱。付則第23条の4。新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例についてでございます。こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、増改築等の遅れが生じ、期限内に入居が出来なかった方の住宅借入金等特別税額控除。通称住宅ローン控除でございますが、予定通り入居できたとして控除を受けられる特例を定めるものでございます。住宅ローン控除は住宅ローンを借りて住宅を取得した場合。毎年の住宅ローンの残高の1パーセントを所得税等から控除するものでございますが、注文住宅を新築された方で令和2年9月末までに契約を済ませている方。それから、分譲住宅や既存住宅を取得し、増改築等を行おうとする場合で令和2年11月までに契約を行った方については、ローンの支払いがスタートしますので、令和2年の所得税から、この住宅ローン控除を受けられるようにするため、令和2年12月31日までに入居できなくても、1年後の令和3年12月31日までに入居することを条件に住宅ローン控除を受けられる特例の創設でございます。所得税から控除しきれなかった額を住民税から控除していくとなっておりますので、住民税についても改正を行っていくものでございます。こちらの施行日も令和3年1月1日でございます。続きまして、法人市民税についてでございます。2つ目の第31条から次のページの52条まで。こちらにつきましては、国税における連結納税制度の見直しに伴う対応でございます。まず、国税における連結納税制度について、簡単に説明をさせていただきますけれども、この制度は企業の組織再編成を促進し、日本の企業の国際競争力の強化と経済の構造改善を促すことを目的に平成14年に導入されたものでございます。しかし、この制度、企業グループの一体的経営を進展させ競争力を強化することができる一方、親会社への情報の集約化など、この制度を元での税額計算が複雑で、特に税務調査が行われた後の修正や更正などに時間がかかりすぎといった指摘があり、損益通算がメリットがあるにも関わらず、この制度を利用されていない企業グループが多くあったようでございます。そのようなことから国におきましては、企業グループの一体的な効率的な経営を後押しする意味で現行制度に変えまして、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税への計算及び申告を行いつつ損益通算等の調整を行える簡素な仕組みとなるよう改正が行われたというものでございます。しかし、地方税におきましてはですね、地域における受益と負担の関係と申しますか、地元の雇用を生み出す、または地元の道路や水を使うということで、他県での業績の良しあしの影響を受けた課税が好ましくないといったことから、従前より連結納税制度を採用しておりませんでしたので、引き続き、同様の法人市民税の申告をしていただくため、国税での変更点が地方税に影響を及ぼさないような同様の改正を行っていくものでございます。施行日は令和4年1月1日でございます。次のページをお願いいたします。たばこ税についてでございます。第94条。たばこ税の課税標準でございますが、これまで重さに比例して課税をしてきた葉巻たばこについてでございます。1グラム未満の葉巻たばこを紙巻たばこと同じように本数課税をしていくという改正でございます。改正

となった背景でございますけれども、軽量の葉巻たばこ、リトルシガーと言われるものでございますけれども、葉巻と聞いてイメージするのは大きめのものではなく、見た目には普通の紙巻たばこと区別が出来ないものでございます。近年、税金の安さから急速に販売が拡大している、このリトルシガーにつきまして、税の公平性の観点から同等の税負担となるような改正がされたものでございます。見た目には区別ができないんですけれども、巻いている紙の原料に葉たばこの原料が混ぜてあるものは、葉巻たばこ、入っていない紙で巻かれているものは紙巻たばことして分類をされてまいりましたけれども、たばこを吸うという行為、こちらはどちらも1本という考え方から改正がされたものでございます。この改正で1グラムの葉巻たばこにつきましては、増税になるものでございますので、本年10月から来年の9月までは経過措置として、0.7グラム未満の葉巻たばこについては1年間軽減措置が取られるものでございます。最後に納税関係について説明をいたします。3番目の箱の付則第3条の2。延滞金の割合等の特例。それからその下の付則第5条の2。納期限の延長に係る延滞金の特例についてでございますけれども、こちらにつきましては、市中金利の実績を踏まえまして、その割合を引き下げるよう国税の方で見直しがされたことを受けまして、地方税におきましても還付加算金と徴収猶予と納期限の延長があった税目の延滞金について、年利0.5パーセント割合を引き下げるものでございます。こちらの施行も令和3年1月1日からでございます。その他、条項ずれや法の改正に伴いまして、所用の改正を行っていくものでございます。7ページから27ページまでが新旧対照表となっております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 3ページのイベントを中止した場合の入場料の払い戻し。要するに払い戻した金額を寄附金として、取扱って、寄附金控除をやるというふうに理解していいんですか。

○川上課税課長 そのとおりでございます。

○久松委員 その対象となるイベントが特定されているようだけれども、もう一回説明してもらえますか。

○川上課税課長 こちらの方、現在約2,000件ほどございますけれども、文化庁とスポーツ庁のホームページに記載がございます。対象となるイベントでございますけれども令和2年の2月1日から令和3年1月31日までに開催または開催が予定されていた文化芸術及びスポーツに関するもので、文部科学大臣の方にまず申請をいたします。申請の受付が令和2年5月1日からスタートしておりまして、現在、先ほど申し上げましたとおり約2,000件のイベントが対象となっております。この主催者側。認可を受けた後にですね、この払い戻し請求権の放棄の申請を受けるということでホームページ等でこの主催者側が広く広報をしております。それを見ましたチケットの購入者が申請者に対しまして、申請をいたしまして、払戻請求権放棄証明証というものを取っていただいて、それを用いまして確定申告を行っていただくという流れになります。

○久松委員 ホームページで発表されているというのは文化庁とどこ。

○川上課税課長 スポーツ庁でございます。

○久松委員 スポーツ庁。わかりました。

○今野委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。次に、議会ICT化推進事業(タブレット端末導入)についての説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 28ページをお願いいたします。議会にタブレット端末を導入して議会のICT化を推進する事業に係る補正予算案でございます。1番の補正の理由です。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、議会機能を維持するためには、議会内で万が一感染者が出てしまった場合には、それ以上拡大させないことが不可欠であります。そのためには議員が一堂に会する会議等を減らすことが肝要であることから、タブレット端末を導入し離れた場所でオンラインによる会議等ができる環境を早急に整備するため議会費を増額補正するものです。2番の事業内容です。導入する機器は、高いセキュリティ性を持つアップル社のiPad Proでございます。事務局用の3台を含め合計27台を導入するもので、付属品のデジタルペン及びカバー付きキーボードの購入を計画するものでございます。(2)の導入するシステムにつきましてはクラウドを利用したペーパーレスの議会システムを予定してございます。次に3番の補正予算額ですが、今年度は初年度ということでインシヤルコストとランニングコストがございまして、報償費は導入するシステムの講習会3回分の費用27万3,000円でございます。需用費消耗品費はデジタルペンやキーボード等の付属品の購入費用112万6,000円で、役務費につきましては、インターネットの月々の基本使用料等に係る通信運搬費。12月からの4か月分。それから手数料でございまして、この手数料は事務手数料のほか、端末及びシステムの初期設定費用でございまして、使用料及び賃借料はシステムの月々の使用料4か月分、備品購入費はタブレット端末27台分の購入費用363万6,000円でございます。合計661万1,000円を増額補正するものでございます。この補正予算案を議決いただければ4番のスケジュールに記載のとおり、12月中旬頃の納品を予定しておりますけれども、コロナの関係で部品の供給の遅れや、世界的に需要が高まっていることから、更に遅れる可能性もあるとのことでございます。そうした中、使用基準を策定した上で来年の第1回定例会から導入していく予定でございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。次に、報告事項につきまして、土浦市市制施行80周年記念事業についての説明をお願いします。

○真家総務課長 29ページをお願いいたします。土浦市市制施行80周年記念事業について説明いたします。本事業につきましては、コロナ禍の影響によりまして、記念事業や多くの冠事業が中止となっている状況でございます。このような中、すでに実施しております広報啓発活動や今後予定しております記念事業、記念式典について説明させ

ていただきます。2番の概要をお願いいたします。(1) 広報啓発事業でございます。現在本事業に係る広報啓発活動といたしましては、土浦駅東西自由通路へ看板を設置するとともに、土浦駅東西ペDESTリアンデッキに横断幕、本庁舎エスカレータ吹き抜け部分には懸垂幕などを7月の月上旬から掲出してございます。さらに8月中旬から各地区公民館、出張所等へのポスター掲示。市ホームページや本庁舎のデジタルサイネージや電光掲示板への掲出も行ってございます。続きまして、(2) 番。記念事業についてでございます。まず①記念イベントといたしましては、来る9月27日、日曜日にクラフトシビックホール土浦の大ホールにおきまして、NHKの公開番組「民謡魂 ふるさとの唄」を公開収録をする予定となっております。こちらにつきましては、8月27日まで、往復はがきによる観覧者の募集を行ってございます。皆様ご承知のとおりコロナ禍の中、県の対策ステージが3ということでございますことから、三密回避の観点から当日の観覧者数を180名から250名程度に制限する形での実施を予定してございます。なお、10月3日開催予定でございました「自転車乃祭典」につきましては、中止が決定してございます。また、冠事業といたしましては、46事業を選定し、実施を予定してございましたが、かすみがうらマラソンや全国花火競技大会など、記念事業の多くがコロナ禍の影響で中止となっている状況でございます。最後に(3) 記念式典についてでございます。こちらにつきましては、市制施行記念日でございます11月3日の火曜日。こちらは祝日でございますが、やはり同じくクラフトシビックホール土浦の大ホールにおきまして、開催を予定してございます。式典の内容といたしましては、記載にございますとおり。刻の太鼓から始まりまして、式辞・来賓式辞、表彰、土浦第二小学校児童による歌唱、田宮囃子の演奏を予定してございます。やはり、三密回避の観点から表彰者や来賓等の数につきましては180名から250名程度に制限しての開催を予定してございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。次に、令和2年度土浦市地域防災訓練についての説明を願います。

○**真家総務課長** 30ページをお願いいたします。令和2年度土浦市地域防災訓練につきましてご説明いたします。10月に新治地区の住民を対象に開催を予定しておりました地域防災訓練につきましては、コロナ禍の中、三密回避を基本にですね、その開催方法につきまして、検討を進めてまいりましたが、昨今の感染者数の増加傾向。さらには会場の大きさや県の対策レベルが3に上がっていることからですね、従来の住民参加型のイベント開催が困難であるという判断にいたりました。しかしながら、近年、大規模地震や大型台風、線状降雨帯による大規模豪雨など、自然災害が頻発していること。さらにコロナ禍による住民の不安も高まっていることなどから、感染症を踏まえた訓練のあり方を見直しまして、訓練を実施することといたしました。内容といたしましては、10月17日の土曜日。午前9時から旧藤沢小学校におきまして、コロナウイルスの感染予防対策を講じた避難者の受け入れや誘導、簡易テントの設置等の避難所運営訓練を

実施する予定となっております。また、合わせまして、藤沢小の体育館におきまして、展示ブースを設けまして、段ボールベット等の防災資機材等の展示やハザードマップの説明等。市の防災対策等の取組についての一般公開も行いたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。その他総務部から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** 総務部の皆さんは退席して結構です。

(総務部退席)

(市民生活部入室)

○**今野委員長** これより市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づき、令和2年度土浦市一般会計補正(第8回)予算(案)についての説明を願います。

○**佐野市民課長** 1ページをお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正(第8回)予算(案)につきましてご説明させていただきます。事業名は戸籍住民基本台帳関係事業です。今回の補正は令和2年度社会保障・税番号制度システム整備に係る補助金に関するもので、具体的には、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に伴うシステムの改修についてでございます。まず、1の補正の理由ですが、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用の実現を図ることを目的といたしまして、デジタル手続法の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムに対して、既存のシステムと住民基本台帳ネットワークシステム。コミュニケーションサーバ等を連携するためのシステムの整備を行うとともに、それぞれのシステムに機能の追加等を実施するもので、このうち住民基本台帳システムの改修に係る経費について増額補正をお願いするものでございます。なお、今回の改修で連携いたします戸籍附票システムの導入に伴います既存戸籍システムの改修につきましては、令和2年度当初予算に計上しておりましたが、住民基本台帳システムの改修については令和2年5月19日付で総務省からの通知により、その概要が示されたため、今回の補正予算としての要求となりました。それでは、歳入から説明させていただきます。16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金。社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。当初予算の計上はございませんでしたが、今回、システムの改修費として、606万1,000円を増額補正をするものでございます。続いて歳出です。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料。住民基本台帳システム改修業務委託料として、歳入同額の606万1,000円を増額補正をお願いするもので、改修に伴う委託料につきましては全額国からの補助金となっております。なお、マイナンバーカード、公的個人認証につきましては、住民票を基礎といた

します制度で、住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できないのが現状でしたが、今回の改修により国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基礎として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード、公的個人認証の利用が実現するというものでございます。具体的な例といたしましてはマイナポータルの利用をはじめ、年金の現況届等の手続きもオンラインで可能になったり、将来的には、在外投票におけるインターネット投票などが想定されております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**今野委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**今野委員長** この程度とする。次に、令和2年度実施地域公民館の実態調査結果報告についての説明を願います。

○**五来市民活動課長** 2ページをお願いいたします。令和2年度実施地域公民館の実態調査結果報告についてご説明させていただきます。ローマ数字の1番調査目的でございます。町内会コミュニティ活動の拠点施設でございます地域公民館に対しまして、市民協働のまちづくりの推進に資する目的で、新築や修繕の補助をしてございますが、各地域公民館の保有状況でありますとか修繕計画等の現状把握のために調査を実施したものでございます。ローマ数字の2番調査結果の1地域公民館の概況でございます。ア. 地域公民館の総数は167館。その内、補助対象の公民館が145館。補助対象外の公民館が22館でございます。1つの町内で2つ以上の施設を保有している場合、1つが補助対象。その他は補助対象外となるものでございます。イ. 公民館を保有する町内会は、171町内中、164町内。保有しない町内が7町内。連合所有、複数の町内で保有している町内ですね。こちらが27町内、8館でございます。ウ. 公民館の利用状況。1年間の平均でございますが、1,763人。122回。3日に1回の利用頻度でございます。エ. 公民館用地を保有する地縁団体が53団体。うち41団体が補助対象の公民館の用地を保有しております。53と41で差がございますが、例えば、小松レイクタウンのように1つの町内に複数の地縁団体がありまして、補助対象がの施設を保有しているところがあるためでございます。オ. 公民館の築年数でございますが、50年超が10館。40年以上50年以内が26館。30年以上40年以内が28館で、建築年が不明なものを含めると築年数30年を超える公民館が約55パーセントとなっている状況でございます。3ページの2番新築等の予定でございますが、今後10年以内の新築予定が8パーセント、11町内。10年以内の修繕予定が29パーセント、37町内となっております。ローマ数字の3番まとめでございます。公民館の保有率は9割以上。利用率も高く、地域コミュニティの基盤となっていることが読み取れます。しかし、5割以上の地域公民館が30年を超えておりまして、地域コミュニティの活性化、そして良好な実施組織、運営の支援のために補助制度の活用が求められていると考えております。また、地縁団体名義での公民館の保有が3割弱にとどまっておりますことから、今後も制度についての周知。こちらの方を図ってまいりたいと考えております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○今野委員長 この件について何かありますか。

○海老原委員 調査結果のイの②公民館を有しない町内会数なんだけれど。木田余東台は1・2・3・4・5あるのね。これは1町内として数えているのか。5町内として数えているのか。

○五来市民活動課長 全7町内を上げさせていただきますと、千束町、西根西1丁目、木田余東台、木田余西台、イーストガーデンと都和1・4丁目ということで、東台は1つとしてカウントしております。

○今野委員長 その他、何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。次に、家庭ごみ処理有料化の実施状況についての説明をお願いします。

○渡辺環境衛生課長 4ページをご覧ください。家庭ごみ処理有料化の実施状況について。令和元年度の実績についてご説明させていただきます。まず、1番家庭系ごみ量でございしますが、表の一番右側の列が昨年度の実績でございします。平成30年度と比較いたしまして、燃やせるごみが8.3パーセント、燃やせないごみが17.4パーセント減量いたしました。また、その下の段からは資源物でございしますが、容器包装プラスチック、ペットボトル、生ごみ、紙類、古布など、それぞれリサイクル量は増加をしております。さらに表一番下の家庭ごみ総量をご覧くださいと、こちらは資源物としてリサイクルされるものもすべて上からカウントした数字でございしますが、6パーセント減となっております。燃やせるごみ、燃やせないごみが単純にリサイクルに回っただけではなくて、ご家庭からでるごみ自体も減っているということがわかるかと思えます。次に2番の歳入歳出状況でございします。歳入はごみ処理手数料。こちらいわゆるごみ袋の売り上げでございしますが、合計731.6万枚で2億6,385万7,000円でございします。歳出の方はごみ袋の販売手数料や受注業務、製造等で9,460万3,000円で、差し引きの1億6,925万4,000円につきましても、こちら生ごみ、容器包装プラスチック分別収集などのごみ処理対策事業の方に充当いたしております。説明は以上でございします。

○今野委員長 この件について何かありますか。
(「なし」という声あり。)

○今野委員長 この程度とする。その他市民生活部から何かありますか。

○渡辺環境衛生課長 口頭でご説明させていただきます。汚泥再生処理センターが今年度末に竣工、新年度からの稼働に伴いまして、湖北環境事務組合からの脱退について、現在の進捗状況についてご報告させていただきます。組合脱退につきましては、昨年12月定例会の事前委員会及び全員協議会におきまして、ご説明させていただいたところでございしますが、現在の進捗状況といたしましては、茨城県及び組合の構成市であります石岡、小美玉、かすみがうら市と協議を進めておりまして、組合脱退の議案を次回の12月定例会へ上程する予定となっておりますので、その際はよろしくお願いたします。なお、現在、建設中であります汚泥再生処理センターの進捗状況につきましては、

現在工事進捗率45パーセントとなっております、こちらも予定より早く進んでいる状況でございます。説明は以上でございます。

○**今野委員長** この程度とする。その他市民生活部から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**今野委員長** 委員から何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**今野委員長** 以上で総務市民委員会を閉会いたします。

（市民生活部退席）

○**今野委員長** 協議事項を行います。事務局から説明願います。

○**事務局** 議会初日に全員協議会の開催がございます。午前9時からです。また、9月8日に全員協議会の開催がございます。こちらは午前9時45分からの予定となっております。委員会の開催として、補正予算決算委員会開催について9月8日火曜日、場所が第1委員会室、時間は一般質問終了後を予定したいと考えております。次に、決算委員会開催についてでございますが、9月9日水曜日、場所が第1委員会室、時間は午前10時から。総務市民委員会の開催日については、9月10日木曜日、場所は第1委員会室、時間は午後1時からを予定しております。総務市民委員会予算決算分科会の開催については9月14日月曜日、場所は第1委員会室、時間は午前10時からを予定しております。最後に予算決算委員会の開催についてですが、9月18日金曜日、場所は第1委員会室、時間は午前中に視察がありますので、午後からになる予定となっております。また、請願・陳情が出ております。陳述を希望しておりますので、委員会の最初に行いたいと考えております。

○**吉田（博）委員** あとで、ペーパーで日程をください。

○**今野委員長** その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○**今野委員長** 以上で閉会いたします。お疲れ様でした。